

「港区平和都市宣言40周年記念冊子」等作成業務委託仕様書(案)

1 件名

「港区平和都市宣言40周年記念冊子」等作成業務委託

2 目的

戦後80年・港区平和都市宣言40周年を迎えるにあたり、年々減少している戦争体験者の記憶を風化させず後世に伝え続けるため、「記念冊子」及び「記念冊子に関する資料」（以下「関連資料」という。）を作成する。

冊子は、「区内在学・在住の高校生及び大学生や港区平和青年団員経験者を中心とした、若い世代による戦争体験談の聴き取り」を主な内容とし、写真や図表等を用いて分かりやすく紹介することによって、読み手の興味を効果的に引き付けるとともに、平和についての関心を高めていくことを目的とする。

また、聴き取りの際に学生が感じた想いや感想等を掲載し、発信することで、若い世代にも身近に感じられるような内容とし、堅苦しい印象ではなく「実際に読まれる」ことを重視した冊子とする。

関連資料は、多くの人が記念冊子に興味を持つような内容のものを作成する。

3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 履行場所

港区指定場所

5 業務内容

(1) 全体

取材先の決定、インタビュアーの研修、聴き取り取材の実施及び記録（インタビュアーへの同行）、写真撮影、制作に係る全ての企画・編集業務

(2) 冊子のみ

挿入資料写真の撮影及び準備、原稿作成（手記の校正を含む）、レイアウト、デザイン作成（ページキャッチコピー案の提案・挿絵の作成等含む）

(3) 関連資料のみ

内容の企画及び企画内容に応じた作成や実施

6 規格等

(1) 冊子

B5版 4C/4C 日本語

200ページ前後（表紙・表紙裏・裏表紙・裏表紙裏は含まない。）

※制作の過程でページ数増減の可能性もありうる。

(2) 関連資料

企画内容に準ずる。

7 構成および手順

写真等を多く取り入れた効果的なデザインと、簡潔で分かりやすい文章表現に努め、以下の手順及び内容を取り入れた上で作成すること。

全体について

(1) 学識経験者による監修

発注者と協議の上、学識経験者を監修者として決定し、すべての内容について史実に誤りがないよう、監修者による確認を行うこと。

(2) 取材先の決定

発注者が指定する戦争体験者の中から、監修者と発注者との協議の上、実際に取材先とする相手を決定する（10名予定）。

(3) インタビュアーの研修

発注者が指定する高校生及び大学生（計20名程度）に対し、戦争体験談の聴き取りを行うために必要な技能を指導するための研修を実施すること。会場は港区役所会議室を使用できる。

(4) 聴き取り取材の実施

令和6年9月から令和7年1月（予定）の間に、前項(3)の高校生または大学生に同行し、戦争体験談の聴き取り取材を行う。原則、戦争体験者の自宅または港区の施設で実施し、1人の体験者につき10ページ程度（※）の記事を作成するために必要なインタビューを行う。インタビューは基本的に高校生または大学生が行い、受注者は適宜助言・補佐を行う。インタビューを行う戦争体験者は10名を予定している。

※10ページの中には、インタビュー内容のほか、写真・図表・挿絵・キャッチコピー・高校生及び大学生の感想等、読みやすい内容になるような要素をふんだんに盛り込むこと。

(5) 聴き取り取材時の記録等

聴き取りの内容はすべて音声を記録し、CD-Rに書込み後、トラックナンバーを入れて、記録の内容がわかる音声記録表とともに発注者へ提出する。冊子に掲載するための写真も合わせて撮影する。撮影に必要な機材及び消耗品は受注者が用意すること。

冊子のみについて

(6) 挿入資料写真等の撮影及び準備

取材中に撮影した写真および寄贈者から提供されたもののほかに、発注者の指示により都内平和関連施設の資料等のスチール撮影を行う。撮影日数は5日程度とする。また、外部から写真を借用する必要がある場合は、借用及び掲載のための手続きを行うこと。

(7) 冊子の原稿及びレイアウト・デザインの作成

冊子は200ページ程度で、フルカラーとする。

聴き取り内容を、対談形式で文章化したもの、手記、監修者が執筆した特集記事の計200ページを主な内容とし、原稿及び撮影した写真等をもとに、レイアウト・デザインを作成すること。編集にあたり、寄稿文などに誤字・脱字があれば修正し、読みやすいよう句読点等を随時加えること。なお、構成については発注者と事前に協議し決定する。

内容は、次の構成イメージを参考とする。ただし、この構成イメージはあくまで一例であり、読者を惹きつけるためにより効果的な構成・キャッチコピー等を提案すること。

■構成イメージ

「平和への願いをこめて」第4集（仮称）

- ・はじめに、港区平和都市宣言、発行にあたって、監修にあたって [各1ページ程度]
- ・年表、目次 [計10ページ程度]
- ・第1部 港区と戦争 [計40ページ程度] (「特集」ページ、その他)
- ・第2部 戦争体験の記録 [計120ページ程度] (「特集」ページ、インタビュー記事、手記、その他)
- ・第3部 インタビューを終えて [計10ページ程度] (「特集」ページ、インタビュー記事、手記、その他)
- ・第4部 80年前から現在・未来へ[計10ページ程度] (「特集」ページ、インタビュー記事、手記、その他)
- ・用語解説等 [計10ページ程度]

関連資料のみについて

(8) 企画及び企画内容に応じた作成や実施

冊子に興味を持つような内容とし、詳細は発注者と協議のうえ決定すること。

8 成果品

(1) 印刷・製本用電子データを、発注者が指示する形式の電子データ（PDFアウト

ラインデータ等)で作成し、CD-R等の電子記録媒体で発注者へ納品すること。

(2) PDF(港区公式ホームページ上での閲覧用)およびテキスト部分のWord形式の電子データ、本誌に掲載する写真素材・デジタル情報を、CD-R等の電子記録媒体で区へ納品すること。

(3) 上記(1)(2)の納期は、令和7年3月31日とする。また、電子データの形式はマイクロソフト製オフィスを使用して作成すること。

9 業務実施計画書の提出

受注者は業務実施に当たり、契約締結日から14日後までに、日時、方法、業務責任者氏名、作業人員等を記載した業務実施計画書を提出し、発注者の承認を得ること。

10 作成

(1) 発注者と協議の上、納品までの工程を定め、工程表を速やかに区に提出すること。

(2) 業務全体を管理・統括する者(以下「業務責任者」)を1名指定し、発注者に届け出ること。

(3) 発注者との連携調整は業務責任者が行うこと。

(4) 発注者との打ち合わせには、必ず業務責任者が出席し、必要に応じて制作に携わるスタッフを同席させること。なお、打ち合わせは進捗状況に応じ、相当回数行う。

(5) 表紙デザイン及びキャッチコピー案については、契約締結後に再度複数案を提示すること。

(6) 取材・写真撮影については、受注者が相当回数行い、発注者の要望を十分に反映させること(写真の一部は、区からの提供もあり)。

(7) 取材先との連絡調整を業務責任者が行うこと。

(8) 取材完了後、速やかに原稿を作成し、原稿・写真をレイアウトしたものを発注者に提出すること。

(9) 発注者が修正したとき(写真の変更を含む)は、修正箇所を反映したものを発注者に提出すること。

(10) 作成に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した紙面づくりを念頭に置くこと。

また、港区公式ホームページからダウンロードできる「港区カラーバリアフリー・ガイドライン」を参考にすること。

11 校正

(1) 文字校正は3回とする。3回目の校正の後、発注者による最終校正を行う。

(2) 校正原稿は受注者が用意すること。なお、発注者から受注者へ戻す校正原稿は、

上記原稿に手書き（赤字）で加除修正したものを提供する。

12 支払方法

契約代金は、すべての業務の履行確認後、受注者からの請求に基づき一括で支払うこととする。

13 著作権と肖像権

この契約の履行により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。ただし、受注者が、この契約の目的を遂行するために発注者に提供する文書、資料およびコンピュータ・プログラム、その他の著作物のうち、この契約以前から受注者が著作権を有していた部分は受注者に留保するものとする。

- (1) 受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、かかる成果品についての複製、二次的著作物作成、その他の形式で制限なく自ら利用し、他に利用させることのできる使用権を受注者に留保する。
- (2) 発注者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

14 「環境により良い自動車利用」について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出

すること。

- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日付改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

15 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講じること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意を持って業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、個人情報について、個人情報保護に関する特記事項を遵守しなければならないものとする。
- (10) 受注者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守しなければならないものとする。また、受注者は、発注者が実施する、港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に対応するものとする。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当する。

16 その他

- (1) 取材先及び撮影協力者の住所、氏名は必ず確認し、発行後、速やかに納品用データを送付すること。
- (2) この仕様書及び契約条項に定めのない事項および業務履行中に疑義が生じた事項は、発注者と協議して定める。

17 問合せ

港区総務部総務課人権・男女平等参画係

電話：03-3578-2014

FAX：03-3578-2976